

令和7年度 早期退職募集に係る募集実施要項

令和7年5月30日

伊根町長

今般、次のとおり早期退職希望者の募集（京都府市町村職員の退職手当に関する条例（昭和38年京都府市町村職員退職手当組合条例第1号。以下「条例」という。）第10条の6第1項）を行う。

1 募集の目的

職員の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図る
条例第10条の6第1項第1号

2 募集の対象

令和8年3月31日現在で、次の各号に該当するもの

- (1) 旧定年年齢（行政職給料表（一）が適用される職員は60歳）から15年を減じた年齢以上の者
- (2) 職員としての勤続年数が20年以上ある者

3 募集人数

4名

4 募集期間

令和7年 6月 2日 午前9時から

令和7年 7月31日 午後5時まで

ただし、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することがある。

5 退職すべき期日（又は期間）

令和8年3月31日

6 応募の手続又は取下げの手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（様式第13号の3）に必要事項を記入の上、募集の期間内に総務課に提出する。
- (2) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（様式第13号の4）を退職すべき期日の前日までに総務課まで提出する。

7 認定又は不認定の通知時期

(1) 選定後、認定又は不認定の通知を交付する。

ア 通知は募集期間終了後2月以内に行う

8 募集に関する問合せ連絡先

伊根町役場 総務課総務係 0772-32-0501 内線114

9 その他

条例第6条の3に基づき早期退職の特例措置（旧定年前年数1年につき3%加算（上限45%。））を適用する。

(注意事項)

1 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 令和8年3月31日までに60歳に達する者

(2) 条例第3条第2項の規定により職員とみなされる者

(3) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) 応募が募集実施要項又は条例第10条の6第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が条例第10条の6第11項第2号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が、募集人数を超える場合に、次の認定制限基準に照らして上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者

ア 募集の終了日時点において、伊根町職員の給与に関する条例（昭和29年伊根町条例第16号）第3条で定める給料表の給料月額の高い順

イ （前記アの給料月額が同額の者がいる場合）募集の終了時点において、年齢の高い順

ウ （前記イの年齢が同じ者がいる場合）応募の提出の先着順